

令和5年度 第74回 全国労働衛生週間

期 間：令和5年10月1日～7日

準備期間：令和5年 9月1日～30日

「全国労働衛生週間」は、労働者の健康管理や職場環境の改善など、労働衛生に関する国民の意識を高め、職場での自主的な労働衛生管理活動を促し、労働者の健康を確保することを目的に、昭和25年より毎年実施され、今年で第74回を迎えます。

昨年における長崎県内の労働者の健康を巡る状況を見ると、一般定期健康診断の結果、何らかの所見を有する労働者の割合は63.3%にのぼり、全国平均の58.2%を大きく上回る状況となっています。

また、腰痛やじん肺、熱中症などの業務上疾病による被災者は157人（新型コロナウイルス感染者を除く）となっています。

一方、令和4年度の脳・心臓疾患および精神障害事案による労災支給決定件数は5件となっており、また、昨年の長崎県の自殺者数216人のうち被雇用者・勤め人は76人で、勤務問題を動機とする自殺者にあっては27人となり、職場における過重労働対策やメンタルヘルス対策も重要な課題となっています。

さらに、労働者の高齢化の進行により、何らかの疾病を抱えながら働いている労働者が増加するとともに、中高年齢の女性を中心に転倒などの労働者の作業行動に起因する労働災害の発生率が高くなっており、エイジフレンドリーガイドラインに基づく対策の推進とともに、労働者の健康管理や治療と仕事の両立への支援をさらに推進していくこと等が必要となってきております。

これらの課題に対して、労働者自身や管理監督者、産業保健スタッフが一丸となって健康管理を推進し、労働者の健康が確保された職場の実現を目指すため、

<スローガン>

「目指そうよ二刀流

こころとからだの健康職場」

のスローガンのもと、10月1日～7日までを本週間、9月1日～30日までを準備期間として、全国労働衛生週間が展開されます。

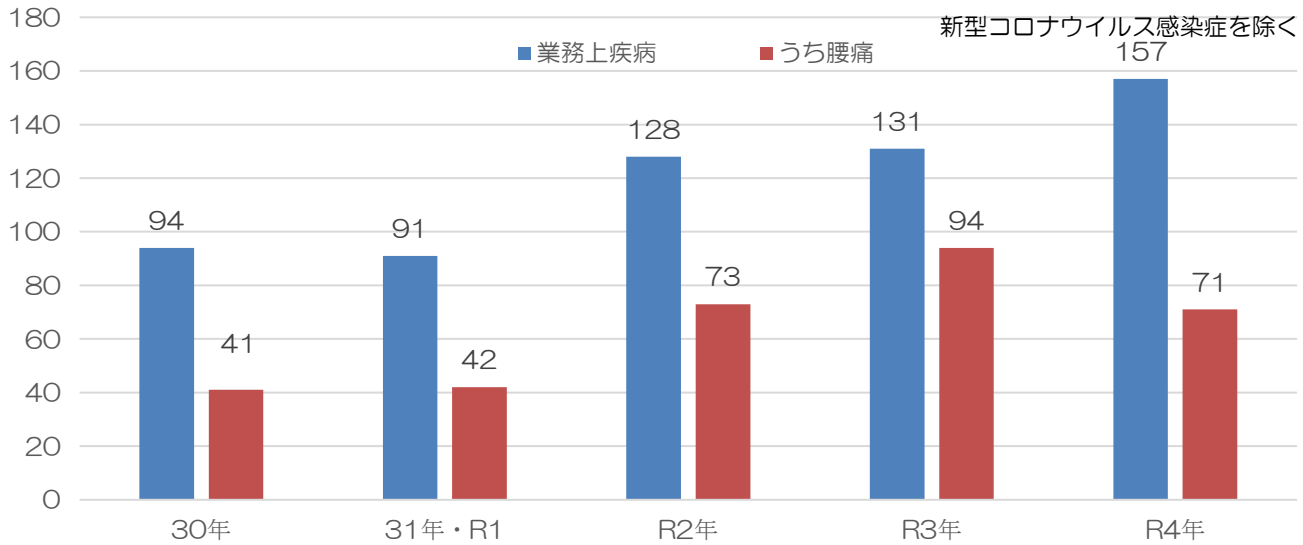
各事業場におかれましては、この機会に各種対策の着実な実施と事業場における労働衛生意識の高揚を図り、自主的な労働衛生管理活動の促進を図り、全国労働衛生週間を有意義なものとして展開していただきますようお願いします。



主唱 厚生労働省長崎労働局、各労働基準監督署

年別・業務上疾病件数推移（長崎県）

労働者死傷病報告書(休業4日以上)より
新型コロナウイルス感染症を除く

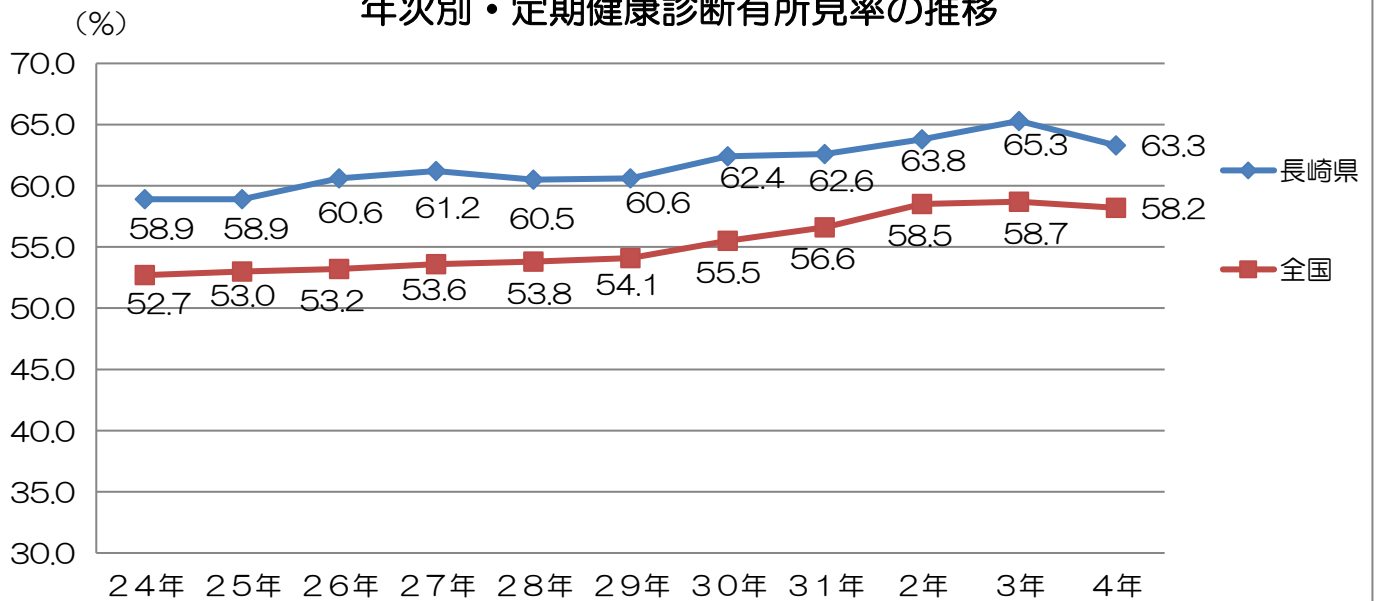


○年次別・自殺者数の推移（長崎県）

年	H28年	H29年	H30年	H31・R1年	R2年	R3年	R4年
自殺者数	243人	245人	241人	227人	214人	226人	216人

*厚生労働省自殺対策推進室 警察庁生活安全局 令和4年中における自殺の状況より

年次別・定期健康診断有所見率の推移



○長崎労働局第14次労働災害防止計画目標（労働衛生面のみ抜粋）

メンタルヘルス対策	メンタルヘルス対策に取り組む事業場の割合を2027年までに80%以上とする。
過重労働	① 企業における年次有給休暇の取得率を2025年までに70%以上とする。 ② 勤務間インターバル制度を導入している企業の割合を2025年までに15%以上とする。
産業保健活動	必要な産業保健サービスを提供している事業場の割合を2027年までに80%以上とする。

化学物質対策	<p>① 労働安全衛生法第 57 条及び第 57 条の 2 に基づくラベル表示・SDS の交付義務対象となっていないが、危険性又は有害性が把握されている化学物質について、ラベル表示・SDS の交付を受けている事業場の割合を 2025 年までにそれぞれ 80%以上とする。</p> <p>② 労働安全衛生法第 57 条の 3 に基づくリスクアセスメントの実施の義務の対象となっていないが、危険性又は有害性が把握されている化学物質について、リスクアセスメントを行っている事業場の割合を 2025 年までに 80%以上とするとともに、リスクアセスメント結果に基づいて、労働者の危険又は健康障害を防止するため必要な措置を実施している事業場の割合を 2027 年までに 80%以上とする。</p>
熱中症予防対策	熱中症災害防止のために暑さ指数を把握し活用している事業場の割合を 2023 年と比較して 2027 年までに増加させる。

全国労働衛生週間中に実施する項目

- ① 事業者又は総括安全衛生管理者による職場巡視
- ② 労働衛生旗の掲揚及びスローガン等の掲示
- ③ 労働衛生に関する優良職場、功績者等の表彰
- ④ 有害物の漏えい事故、酸素欠乏症等による事故等緊急時の災害を想定した実地訓練等の実施
- ⑤ 労働衛生に関する講習会・見学会等の開催、作文・写真・標語等の掲示、その他労働衛生の意識高揚のための行事等の実施

全国労働衛生準備期間中に実施する項目（主な事項を抜粋）

(1) 過重労働による健康障害防止のための総合対策に関する事項

- ① 時間外・休日労働の削減、年次有給休暇の取得促進及び勤務間インターバル制度の導入など労働時間等の設定の改善による仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の推進
- ② 事業者による仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の推進や過重労働対策を積極的に推進する旨の表明
- ③ 労働安全衛生法に基づく労働時間の状況の把握や長時間労働者に対する医師の面接指導等の実施の徹底
- ④ 健康診断の適切な実施、異常所見者の業務内容に関する医師への適切な情報提供、医師からの意見聴取及び事後措置の徹底
- ⑤ 小規模事業場における産業保健総合支援センターの地域窓口の活用

(2) 「労働者の心の健康の保持増進のための指針」等に基づくメンタルヘルス対策の推進に関する事項

- ① 事業者によるメンタルヘルスカケアを積極的に推進する旨の表明
- ② 衛生委員会等における調査審議を踏まえた「心の健康づくり計画」の策定、実施状況の評価及び改善
- ③ 4つのメンタルヘルスカケア（セルフケア、ラインによるケア、事業場内産業保健スタッフ等によるケア、事業場外資源によるケア）の推進に関する教育研修・情報提供
- ④ 労働者が産業医や産業保健スタッフに直接相談できる仕組みなど、労働者が安心して健康相談を受けられる環境整備
- ⑤ ストレスチェック制度の適切な実施、ストレスチェック結果の集団分析及びこれを活用した職場環境改善の取組
- ⑥ 職場環境等の評価と改善等を通じたメンタルヘルス不調の予防から早期発見・早期対応、職場復帰における支援までの総合的な取組の実施

- ⑦ 「自殺予防週間」(9月10日～9月16日)等をとらえた職場におけるメンタルヘルス対策への積極的な取組の実施
- ⑧ 産業保健総合支援センターにおけるメンタルヘルス対策に関する支援の活用

(3) 転倒・腰痛災害の予防に関する事項

- ① 事業者による労働災害防止対策に積極的に取り組む旨の表明
- ② 身体機能低下等による労働災害の発生を考慮したリスクアセスメントの実施
- ③ 高年齢労働者が安全に働き続けることができるよう、「高年齢労働者の安全と健康確保のガイドライン」(エイジフレンドリーガイドライン)を踏まえ事業場の実情に応じた施設、設備、装置等の改善及び体力の低下等の高年齢労働者の特性を考慮した、作業内容等の見直し等

(4) 化学物質による健康障害防止対策に関する事項

- ① 中小規模事業場を中心とした特定化学物質障害予防規則等の特別規則の遵守の徹底(非製造業業種を含む)、金属アーク溶接等作業における健康障害防止対策の推進
- ② 製造業・流通業者が化学物質を含む製剤等を出荷する際及びユーザーが購入した際のラベル表示・安全データシート(SDS)交付の状況の確認
- ③ SDSにより把握した危険有害性に基づくリスクアセスメントの実施とその結果に基づくばく露濃度の低減や適切な保護具の使用等のリスク低減対策の推進
- ④ ラベルやSDSの内容やリスクアセスメントの結果について労働者に対して行う教育の推進
- ⑤ 危険有害性が判明していない化学物質を安易に用いないこと、また、危険有害性等が不明であることは当該化学物質が安全又は無害であることを意味するものではないことを踏まえた取り扱い物質の選定、ばく露低減措置及び労働者に対する教育の推進
- ⑥ 皮膚接触や眼への飛散による薬傷等や化学物質の皮膚からの吸収等を防ぐための適切な保護具や汚染時の洗浄を含む化学物質の取り扱い上の注意事項の確認
- ⑦ 特殊健康診断等による健康管理の徹底
- ⑧ 塗料の剥離作業における健康障害防止対策の徹底

(5) 石綿による健康障害防止対策に関する事項

(6) 「職場における受動喫煙防止のためのガイドライン」に基づく受動喫煙防止対策に関する事項

(7) 事業場における治療と仕事の両立支援のためのガイドライン」に基づく治療と仕事の両立支援対策の推進に関する事項

- ① 事業者による基本方針等の表明と労働者への周知
- ② 研修等による両立支援に関する意識啓発
- ③ 相談窓口等の明確化
- ④ 両立支援に活用できる休暇・勤務制度や社内体制の整備
- ⑤ 両立支援コーディネーターの活用
- ⑥ 産業保健総合支援センターによる支援の活用

(8) 「STOP!熱中症 クールワークキャンペーン」に基づく熱中症予防対策の推進に関する事項

(9) 労働衛生3管理(、作業環境管理、作業管理、健康管理)の推進

(10) 粉じん障害防止対策の徹底に関する事項

- ① 「粉じん障害防止総合対策推進強化月間」(9月1日～9月30日)を契機とした「第10次粉じん障害防止総合対策」に基づく取組の推進
- ② 改正粉じん障害防止規則に基づく取組の推進